

# 令和3年度 いじめ防止基本方針

文責：生徒指導主任（溝口）

## 1 河城小生徒指導の基本方針

- ★一人ひとりがかけがえのない存在であるという人間観に立ち、全ての教育活動を通して、自分自身を見つめ（心）、互いを受けとめ合い（かかわり）、よりよい自分を求めながら学んでいこうとする心（意志）を育てる。
- ★人とのかかわりの中で自分自身を見つめ、問い直す時間を大切にす。
- ★仲間との生活を見つめ、よりよい自分の在り方を見つめ直していく態度を育てる。

## 2 いじめ防止に関する基本的な考え方

### (1) いじめの定義

「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった**児童生徒が心身の苦痛を感じているもの**」

（H25 いじめ防止対策推進法）

心理的威圧や言葉の暴力、悪口、冷やかす、からかい、噂を広める、仲間はずれ、無視といった行為などの「暴力を伴わないいじめ」

（H27「いじめに備える基礎知識」文科省国立教育施策研究所）

### (2) 学校におけるいじめの実態

ちくちく言葉を発したり、人が嫌がる態度をとったりして、相手を傷つけてしまうことがある。

また、それらの言葉や態度は、自分が受けたら嫌なのに、相手にはついやってしまったり、自分がしたこと、相手を傷つけたという認識が薄かったりする子どもがいる。

### (3) 目ざす子どもの姿

お互いのががやきを認め合いながら、よりよい自分を自ら進んで求め続け、それを自分のががやきととらえられる姿。

## 3 学校におけるいじめ対策組織

### (1) 組織体制

担任⇒学年主任・・・（いじめ状況把握・児童の表れの様子）



生徒指導主任・・・把握・招集・進行・解決までの道筋提案



いじめ対策委員会

<主な構成員及び役割>

校長、教頭、教務主任、養護教諭、特別支援コーディネーター、  
該当担任、該当学年主任（SC、SSW・・・指導・助言）

#### 4 いじめ防止対策

##### (1) 校内における指導・職員間での連携に関する実施計画

###### ① 個や学級集団の実態をつかみ、児童理解に基づいた支え合う温かな学級づくり

- ・日々の授業を中心にして、生活のあらゆる場面で、子どもを捉える努力をする。（観察メモ、面談、会話、遊び、日記、作文、諸検査、アンケート、連絡帳等）
- ・子どもの日常の活動を、受容的、共感的、肯定的に捉えて励ます。
- ・子ども一人ひとりの「その子らしさ」を認め、自尊感情を育てる。
- ・人間は誰もが弱さをもった存在であることを受けとめ合い、それを指摘し合うのではなく、思いやりのある声かけを認め、褒め励まししながら、共に伸びていこうとする姿を大切にす。
- ・あらゆる場所において異学年とのかかわりも大切にしながら、全校児童で声を掛け合う姿勢を大切にしながら様子を見守る。
- ・道徳の授業を大切にし、そこで考えた心の動きや価値観を、日常生活にも取り入れながら指導にあたる。

###### ② 個が受け入れられ、「よさ」が発揮でき、認め合い支え合う授業づくり

- ・誰のどんな表現も肯定的に受けとめ、支持的な言葉や気持ちを全体に広げられる学習集団を育てる。
- ・結果だけでなく、試行錯誤しながら粘り強く学んでいく友達の姿を「よさ」と捉えられるよう、日常的に「よさ」の価値を広げる働きかけをする。

###### ③ 児童アンケート等での情報把握

- ・学級で定期的にいじめについて担任から声かけする場を設け、「いじめ」に対する抑止力を高める。
- ・各輝に一度いじめアンケートを実施する。1週間後にいじめ対策委員会を開きいじめ防止に努める。
- ・学期末児童アンケートを行い（1・2学期の2回）、結果から人間関係の歪みや一人ひとりの悩みを掴むと共に、今後の指導に役立てる。

###### ④ 保健室との連携

- ・養護教諭は保健室での子どもの表れを掴み、情報共有に役立てる。
- ・気になる児童については、教務会を中心にして、いじめ対策委員会の構成員と積極的に情報交換を行い、対応の共通理解を図る。

###### ⑤ SC及びSSWとの連携

- ・SCおよびSSWからの情報を元に、必要に応じてケース会議を開いたり、保護者面談を実施したりして、児童理解、家庭理解に役立てるようにする。

###### ⑥ 情報交換の場としての職員室

- ・職員室で自由に情報交換できる雰囲気をつくる。
- ・出入り授業の様子を伝え合う。
- ・心配なこと、気になる表れ、表情等を学年間を中心に伝え合う。

- ・学年会で情報交換をし、必要に応じて学年部にも声をかけ、共有化を図る。

⑦ 生徒指導における研修会

- ・「心にかける子」の共通理解と指導の在り方についての情報交換をする。5月、8月、3月の子どもを語る会で、全職員で情報を共有化する。

(2) **地域・保護者との連携**

① **保護者との連携**

ア 親子のふれ合い活動

- ・PTA学年委員会を中心に、各学年で親子でのふれ合い活動を実施し、心の安定を図る。

イ 教育相談や保護者面談の実施

- ・教育相談日を年に5回（5/21, 6/18, 9/17, 10/15, 11/19）設け、いつでも家庭との情報を共有できるようにする。
- ・気になる表れが見られる児童は、早めに保護者と情報共有する面談等をもつ。
- ・家庭を中心とした児童の成長環境について情報を得る。
- ・児童の成長や子育てについての悩み等で気になる保護者については、SCや他機関と相談面談を勧める。

ウ 保護者同士のつながりを強くする取り組み

- ・人権や情報モラル等の講話や、フリートークの会を設定する。

エ ゲームやネット依存に関する研修会

- ・携帯電話、スマートフォン、ゲーム機などの扱いやトラブルの実態等についての学習会をPTA学年委員会を中心に計画推進する。（学級懇談会で話題にするのもよい）

② **地域との連携**

- ・「菊川東中学校学舎学びの庭」を見据え、中学校との連携を図る。
- ・スクールガードや学校評議員、PTA役員との連絡を密にし、情報を得る。

**5 基本方針や実施計画の点検・見直し〔PDCA〕**

- (1) 4月の初めに、生徒指導方針・いじめ防止基本方針を共通理解する。〔P〕
- (2) 方針・計画に従い、いじめの事前防止や児童の実態把握に努める。〔D〕
- (3) 1学期末の中間学校評価時に、生徒指導体制やいじめ防止体制について、アンケートに項を起し振り返りをする。〔C〕
- (4) 生徒指導主任が児童アンケートをまとめた資料や総括を職員全員で共有する。級外も含めて全職員で児童の実態・現状分析をして、働きかけに活かす。取組についての反省をし、必要があれば修正する。〔C・A〕
- (5) 教育課程編成時に、一年の生徒指導体制やいじめ防止体制について、アンケートに項を起し振り返りをする。（職員・保護者）〔C〕
- (6) 一年の取り組みを振り返り、基本方針や実施計画の見直し・修正を行う。〔C〕
- (7) 新しい組織で、生徒指導方針・いじめ防止基本方針を共通理解し、それに従い働きかけをする。〔P・A〕